主 文

本件申立てを却下する。 訴訟費用は申立人の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

- 申立ての趣旨

1 東京地方裁判所が平成元年一〇月一六日同裁判所昭和六〇年(ヨ)第二五九一 号実用新案権仮処分申請事件についてした仮処分命令は、申立人において裁判所が 相当と認める金額の保証を立てることを条件としてこれを取り消す。

2 訴訟費用は被申立人の負担とする。

3 仮執行宣言

二 申立ての趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

ー 申立の理由

1 仮処分命令の存在

被申立人は、申立人のした別紙目録記載の勾配自在形プレキヤストコンクリート側溝(以下「本件側溝」という。)の製造及び販売が被申立人の有する登録第一六一七九八六号実用新案権(以下「本件実用新案権」といい、その考案を「本件考案」という。)を侵害するとの理由で、申立人を債務者として、東京地方裁判所に仮処分申請(同裁判所昭和六〇年(ヨ)第二五九一号)をし、同裁判所は、右申請に基づき、平成元年一〇月一六日、「一債務者は本件側溝を製造し販売してはならない。二債務者が占有する前項の物品の占有を解いて、福井地方裁判所執行官にその保管を命ずる。三執行官はその保管に係ることを公示するため適当な方法をとらなければならない。」との仮処分命令(以下「本件仮処分命令」という。)を発した。

2 特別事情の存在

民事訴訟法七五九条にいう特別の事情については、被保全権利の金銭補償可能性 又は債務者の被る異常損害のいずれかが認められれば特別の事情が存在するという べきであるところ、本件においては、次のとおり特別の事情がある。

(一) 被保全権利の金銭補償可能性

(2) 被申立人は、本件仮処分命令が取り消されるときは、申立人の本件側溝の製造販売により、本件考案の実施品として北越グループをはじめ被申立人から許諾を受けた実施権者が「VS側溝」の名称で製造販売する勾配自在形プレキヤストコンクリート側溝(以下「VS側溝」という。)の価格が下落して、北越グループは、これにより多大の損害を被ると主張するが、福井県をはじめ他府県においても、勾配自在形プレキヤストコンクリート側溝(以下「自由勾配側溝」という。)につき需要が供給を上回つている現状であるうえ、申立人の市場占有率は福井県に

(3) 申立人の本件側溝は、輸送上の制約から、その販路が工場から八〇キロメートル以内程度に限定されており、主として公共事業に使用されるものであるから、その販売価格や販売数量の確定に困難はない。したがつて、本件においては、被申立人は、申立人による本件側溝の販売価格及び販売数量を知ることが困難ではないから、損害額の算定立証が困難であるとはいえない。

(二) 申立人の被る異常損害

(1) 申立人の直接損害

マーカーは、 第江工場をはじめ若狭工場、滋賀工場等において本件側溝の販売を 行つていたものであるが、本件側溝は、実質的には、全部公共事業に使用され、当 該公共事業の実施は、毎会計年度後半に集中していることから、申立人は、需要期 開始前にあらかじめ供給力に不足する分を製造して、価格として一億円を下らない 在庫量を準備していた。また、需要期におけるユーザーの需要に対応するために は、前記の在庫に加えて申立人の全生産力をフルに稼働させて生産を行う必必 る。本件仮処分命令により、申立人は、前記在庫量の出荷を禁止されたうえ、 に、全工場における製造と今後の販売を禁止された。これにより予定されていた。 買代金の入金は不可能となり、申立人は、製造設備及び在庫品製造のための投資 での金利負担により圧迫を受けることになる。 イー般に、建設業者が工事を受注した場合には、その工事に含まれるコンクリート製品をブロツクメーカーに一括発注するため、側溝ブロツクの供給については、

「一般に、建設業有が工事を受圧した場合には、ての工事に含まれるコンケリート製品をブロツクメーカーに一括発注するため、側溝ブロツクの供給については、側溝工事以外の工事用のコンクリート製品(カルバート、積みブロツク、境界ブロツク、L型擁壁ブロツク、基礎杭、法枠ブロツク、U字溝等、多品種かつ大量のコンクリート二次製品)の需要が伴うものであるところ、申立人における本件側溝の供給もまた、側溝工事の一部をなすものにすぎず、本件仮処分命令により本件側溝の供給が不可能となることにより、申立人は、他のコンクリート製品の販売にも致命的な影響を受けることになる(ちなみに、工事種別による側溝ブロツクと他のコンクリート製品の割合は、一定ではないが、例えば、道路工事の場合は五〇対九〇程度、区画整理事業の場合は三〇対七〇程度、宅地造成工事の場合は一〇対九〇程度である。)。

ウ 申立人は、福井県において実施されている九八箇所の公共工事のために本件側溝を供給する契約を締結しているところ、本件仮処分命令により供給を禁止されたものであつて、後記のとおり、一部の顧客との間では契約解除等の了承を得たものの、顧客からの厳しい履行請求に対応することができず、深刻な事態に陥つている。ユーザーにおいては、今後申立人との取引停止の動きもあり、本件仮処分命令が取り消されず維持されるときには、これが現実化するおそれが極めて大きい。エ 以上のような状況に照らせば、本件仮処分命令が取り消されず維持されるときには、申立人の経営が重大な危機に瀕することは明白である。

(2) 公共工事への影響

ア 申立人は、福井県において実施されている九八箇所の公共工事のために本件側

ウ また、北越グループらの製造販売するVS側溝は、本件側溝とは規格が異なり、天端巾が本件側溝より三ないし五センチメートル広いことから、前記公共工事につきVS側溝をもつて本件側溝に代替することは、車道幅員の縮小を伴い、また、側溝の外側に新たな用地の確保を必要とする場合が生ずるなどの問題があるほか、事業主体である市町村等において標準設計を示したうえでの採用後の代替は手続上容易でないなど、困難な点が多く、事実上不可能である。

エ これらの公共工事は、公共事業としての性質上予算制度の制約があり、今予算年度末(平成元年度末)までに完成させる必要があるところ、もともと工事計画上時間的余裕が乏しいものであるから、この点からも、VS側溝をもつて本件側溝に代替することは困難である。

オ 更に、福井県をはじめとする地方公共団体においては、現在、膨大な量の自由 勾配側溝を要する工事の計画を準備中であり、今後、今会計年度後半中には公共工 事が集中することが予想されるものであつて、本件仮処分命令を取り消すことなく しては、これらの公共工事を今年度中に実施することは困難である。

福井県における昨年度(昭和六三年度)一月ないし三月の側溝ブロックの需要は、合計約一万八〇〇トンであり、今年度の同時期には昨年度を上回る需要が予測されるところ、昨年度における北越グループのVS側溝の供給量に照らせば、その後の同グループの生産量の増大を勘案しても、なお、今年度同時期における公共工事による需要量に、同グループ及び被申立人側の実施権者のみをもつて対応することは不可能である。おそらく、工事発注者は、被申立人を説得して、申立人側の業者による本件側溝の出荷に明示ないし黙示の同意を与えさせることにより事態を一応収拾し、年度末までに工事を完成させるものとみられるが、それにしても、本件仮処分により申立人の製造販売が禁じられている状況では、需給関係の混乱は避けられない。

カ 申立人は、福井県を中心としてその事業を運営し、コンクリート二次製品の安定供給に努力を傾け、それなりの実績をあげてきたものと自負している。工事発注者たる地方公共団体からの要請があれば、それに対応するための環境を作り出すための努力は、いかなる時においても怠ることができないのが、地域社会における供給者、供給設備を保有している者の社会的責任であり、このような申立人の社会的職責の遂行に支障を生ずることを避ける観点からも、本件仮処分命令は取り消されるべきである。

(3) ユーザーへの影響

ア 前記公共工事の施工者として既に本件側溝を発注しているユーザーとしては、申立人からの本件側溝の納入がなされないときには、工期までに工事が完成せず、工事代金の回収ができないことになる。その額は、本件側溝の代金価額の約一〇倍にも達するものであつて、ユーザーは、回復不能な経済的損失を被ることになる。イ 更に、前記のとおり、福井県をはじめとする地方公共団体において、自由勾配側溝を要する工事の計画を準備中であり、今後、今会計年度後半中には公共工事が集中することが予想されるところ、これらの工事を受注して施工する建設業者としても、本件仮処分命令の取消しなくしては、工事に必要な側溝ブロツクを調達することができず、年度末までに工事を完成することが不可能となる。(4) 被申立人側の事情

ア 既に述べたとおり、本件仮処分命令の取消しにより被申立人の被る損害は、実 施料に相当する金額であつて金銭による補償が可能である。更に、加えるに、本件 仮処分命令が取り消されたとしても、福井県等における今年度の側溝ブロツクの需 給状況に照らせば、販売競争の激化、被申立人側における売り込みの困難化、販売価格の下落、販売宣伝費用の増加といつたおそれはなく、また、被申立人から実施権の許諾を受けている北越グループをはじめとする業者は、最近数年間における売上高及び純利益額を増加して、好業績をあげているものであつて、仮処分命令の取消しにより損害を受けるとは考えられない。

イ 本件実用新案権に係る製品は、実質的には、全部が公共工事に使用されるものであり、加えて、本件実用新案権は、異議申立てによりいつたん拒絶査定となり、権利は成立しないものと一般に考えられて、多数の企業がこの観測のもとに事業を開始していたところ、審判を経て登録されたものであつて、これらの事情が存在することに照らせば、被申立人において無制約に差止請求権を行使することは、権利濫用をもたらすおそれなしとしない。

(5) 本件実用新案権の無効事由の存在

(三) 以上のとおり、仮に申立人の本件側溝の製造及び販売が本件実用新案権を侵害しているとしても、これにより被申立人の被る損害は、金銭による補償が可能であり、また、本件仮処分命令により、申立人は、異常損害を被つている。他方、申立人は、本件仮処分命令の本案訴訟(東京地方裁判所昭和六〇年ワ第一三六七七号実用新案権侵害差止請求事件。以下「本件本案訴訟」という。)の第一審判決に対する強制執行停止申立事件(東京高等裁判所平成元年ウ第一二〇九号)において金五〇〇〇万円を担保として既に提供しているほか、更に、保証金が追加的に必要とされるときは、裁判所の判断に従つてこれを提供する用意があるから、本件仮処分命令は、これを取り消すべきものである。

二 申立ての理由に対する被申立人の認否及び主張

1 仮処分命令の存在について

申立ての理由1の事実は認める。

2 被保全権利の金銭補償可能性について

(一) 申立ての理由2(一)については、このうち、被申立人が工業所有権等の管理を主たる業とする株式会社であること、本件考案を自ら実施していないこと及び北越ヒユーム管をはじめとする全国で一〇〇社を超える業者に対して本件実用新案権について通常実施権を許諾してその実施料収入を得ていることは、認めるが、その余の申立人の主張は、争う。

(二) 被申立人は、製品開発及び工業所有権の管理を担当する会社であり、株式を持ち合い、同一役員による兼任関係にある次の各社と共に北越グループを構成して、同グループ内において、それぞれ次のとおり各部門を担当しているものである。

北越ヒユーム管 製造

北越コンクリート株式会社 製造

ホクエツ 販売

被申立人会社 製品開発及び工業所有権管理

したがつて、被申立人自身は、コンクリート製品の製造販売を行つていないが、 北越グループとしてはその製造販売を本業としており、実質的には、被申立人自身 が製造販売しているのと同一である。

そして、同グループは、次のとおり、申立人の侵害行為によつて回復し難い損害

を被つているのである。

申立人の総売上高中に本件側溝の売上高の占める割合は、一パーセントにも満たない僅少なものであり、申立人は、そのような本件側溝をおとり商品として、他のコンクリート製品の売り込み、他製品の販売により利益をあげるという販売方針をとっているものであって、このため、申立人は本件側溝の販売に当たつて思いりた値引きを行っており、その結果として、自由勾配側溝の適正価格はトン当たりて下落している。これに対して、北越グループの場合は、福井県下においては、下落している。これに対して、北越グループの場合は、福井県下においては、の生産の別溝の売上が全体の五五パーセントを占め、鯖江工場に至っては、その生産の九五パーセントがVS側溝であることから分かるように、VS側溝が主力商品である。福井県において年間約三万五〇〇〇トンのVS側溝を供給している北越グループとしては、申立人の値引きにより多大の損害を被つているものである。

申立人は、ホクエツ及び北越ヒユーム管等が利益をあげていることを理由に損失を受けているとは言い難いと主張するが、これら各社の利益は、企業努力に基づくものであり、申立人の侵害行為がなければ、更に多額の利益をあげていたはずであって、これをもつて申立人の侵害行為による損害を否定する根拠とはなし得ない。そもそも、他の商品を含めた会社全体の決算をみて増収増益となつているから損失がないということはできず、また、権利者が赤字にならなければ仮処分の必要性がないなどということもできない。

加えて、福井県下においては、侵害品であるホクコン型が地元の利を生かし、仮処分申請中にもかかわらず、売上をのばし、その結果、北越グループの市場占有率は、昭和五七年に七〇パーセントであつたものが、平成元年一二月現在では五〇パーセントにまで下降している。

本件実用新案権の存続期間は、平成二年四月一五日までであるところ、ここで本件仮処分命令を取り消すときには、申立人側の製品が一挙に売上を伸ばし、市場占有率を高めるおそれがある。このようなことでは、本件実用新案権の独占権としての意味は、全く失われ、被申立人の開発努力は報われないことになるばかりか、将来の市場占有率の帰すうにも大きく影響することとなる。

の意味は、全く失われ、被申立人の開発努力は報われないことになるばかりか、将来の市場占有率の帰すうにも大きく影響することとなる。 (三) 被申立人は、実施料を対価として北越グループ以外の各社にも本件考案の実施許諾をしているものであつて、許諾をした実用新案権者として、これらの実施権者のためにも、申立人による侵害行為を差し止める義務を負うものである。また、一方で実施料を支払つている実施権者があり、他方で実施料の支払なく侵害行為を行つている者がいる状況を放置するときは、実施権者としては、実施料を支払う意味が失われるものであつて、このような観点からも、被申立人には差止めを求める必要性がある。

更に、本件の場合、被申立人は、需給関係を考慮して地域別に実施許諾を行つて

いるものであり、申立人の侵害行為は、申立人の実施計画を妨害するとともに、このような実施計画に基づいて実施許諾を受けた実施権者の利益を害することになる。

(四) 申立人の主張は、要するに、侵害行為を行つても、本案判決の確定を待つて実施料相当額を損害賠償額として支払えば民事上の責任は尽くされるというに帰するが、これは、独占権である実用新案権の本質を無視するものである。被申立人は、実用新案権者として誰に実施を許諾するかの自由を有しているものであつて、被申立人がVS普及会を組織して計画的に実施許諾をしているときに、ほしいままに侵害行為を行い、事後的に実施料相当額を支払えば足りるというのでは、被申立人と実施権者との間の実施契約は無意味に帰してしまうのであつて、申立人の主張は、明らかに失当である。

そもそも新技術の開発には多額の先行役資が必要であつて、これを商品として普及させるにも、多大の費用を要する。ところが、侵害者にとつては、これらの負担は全く不要であることから、正当な権利者ないし実施権者より低価格による販売が可能となり、有利な条件の下で市場における競争を行うことが可能である。仮処分による早期における差止めを認めず、事後的な損害賠償で足りるというのでは、企業の開発意欲を阻害し、工業所有権制度の本質が崩壊することになる。

業の開発意欲を阻害し、工業所有権制度の本質が崩壊することになる。 前述のように、本件実用新案権の存続期間は、平成二年四月一五日までであり、 期間満了前六か月にしてようやく権利の本質である独占的実施を実現し得たのに、 ここで本件仮処分命令が取り消されるときには、被申立人としては、もはや差止請 求権を行使する機会は永久に失われ、反面、申立人は、取消しを好機として一挙に 市場占有率を向上させる行動にでることが予想されることから、将来の市場占有率 の帰すうにも、大きな影響を与えることとなるのである。

(五) よつて、本件仮処分命令が取り消されるときは、被申立人に対し、単なる 金銭補償をもつては回復し難い損害を与えるものである。 3 申立人の被る異常損害について

(一) 申立ての理由2(二)は、争う。 (二)(1) 申立人の直接損害について

ア 申立人は、全国に一六工場を有しているが、そのうち本件側溝を製造しているのは、福井県所在の鯖江工場と若狭工場である。主として製造しているのは、このうち鯖江工場であり、若狭工場には二〇〇本程度の在庫しか存在しない。被申立人は、本件仮処分命令の執行として、鯖江工場において二〇八四本の本件側溝を執行官保管とした。そして、その額は、合計約三〇〇〇万円である。主力工場である鯖江工場における在庫が右程度の量であるから、その他に若狭工場及び滋賀工場分を加えても、一億円の在庫があるという申立人の主張は、いかにも過大であつて、認めることはできない。

イ 需要期を控えてフル生産をする必要があるとの主張については、それは、侵害 行為を更に拡大しようとするものである。このような行為を防止しようとすること こそが仮処分の目的にほかならないのであつて、このような事情が取消事由となら ないことは明らかである。

ウ 売買代金の入金が遅れ、金利負担を生じて経営を圧迫するという点については、仮処分の執行に当然に伴う不利益であつて、特別事情に該当するものではない。

申立人の経営状態をみるに、昭和六三年度における売上高は一七九億九七〇〇万円、経常利益は一一億二一〇〇万円となつている。申立人の主張によれば、平成元年度後半における申立人の本件側溝の需要は、約一万本と見込まれるというのであるから、一本平均約一万五〇〇〇円(申立人提出の疎明資料による。)として計算しても一億五〇〇〇万円であるから、総売上高に占める本件側溝の割合は、前年の総売上高を基準としても、〇・八パーセントにすぎない。したがつて、本件仮処分命令により本件側溝の製造販売を差し止められたからといつて、申立人の経営に影響を与えるものとは到底いえない。

エ また、本件側溝の主力工場である鯖江工場の従業員は、二〇名前後にすぎず、しかも、同工場では、本件側溝以外の多種多様な製品も製造しているから、本件仮処分命令により申立人会社の従業員の雇用状態に影響を与えるということもない。オ 申立人は、本件仮処分命令により本件側溝の供給が不可能となることにより、他のコンクリート製品の販売にも致命的な影響を受けることになると主張するが、申立人の総売上高中に本件側溝の占める割合は僅少であり、本件側溝を製造しているのが申立人会社の一六工場のうちの一部にすぎないことからすれば、他のコンク

リート製品に影響しているとしても、そのことが申立人の経営をゆるがすようなものとはいえない。申立人の本件側溝をおとり商品とする他製品の販売により、被申立人は、多大な損害を被つているものであり、この点からすれば、かえつて、本件仮処分を取り消したときの被申立人の不利益の方が大きいというべきである。カー受注先から厳しい態度をもつて納期の履行を求められ、これに対応することができないとの主張については、これは、すべて申立人自身による侵害行為によつて生じた当然の帰結であり、仮処分に伴う必然的な不利益として申立人において甘受すべきものである。

すべきものである。 キ 本件側溝を製造販売する行為が本件実用新案権を侵害するものであることは明らかであつて、申立人の販売納入先はすべて工事業者であることから、これら工事業者が本件側溝を使用する行為もまた、本件実用新案権の侵害行為となるものである。申立人が本件側溝の納入を更に継続しようというのは、取引先の業者の侵害行為を助長する行為であつて、厳に慎むべきことである。 ク 実用新案権の侵害は、実用新案法五六条の規定により刑事罰の対象となつてい

ク 実用新案権の侵害は、実用新案法五六条の規定により刑事罰の対象となつていることからすれば、仮に本件仮処分命令が取り消されたとしても、申立人としては、本件側溝の販売をすることはできないはずである。

ケ 本件仮処分命令の発令の経緯についていえば、本件仮処分命令は、債務者である申立人にとつて突然に発令されたものではなく、申立人としては、発令を予測してこれに対応する措置をとる時間的余裕が十分あつたものである。すなわち、本件仮処分命令は、昭和六〇年に本件本案訴訟の提起に伴つて申請され、本案訴訟り、申立人としては、本案訴訟の推移に鑑み、本件仮処分命令の発令を予想して、本件側溝の納入先に迷惑のかからないような措置をとる時間的余裕が十分にあつたものである。しかるに、そのような措置をとることもなく、漫然と本件側溝の製造販売を継続したまま本件仮処分命令の発令を迎えたため、納入先から契約履行についてを継続したまま本件仮処分命令の発令を迎えたため、納入先から契約履行についてある。

コ 福井県コンクリート二次製品工業組合所属の業者のうち、従来本件側溝を販売していた一〇社は、いずれも、本件本案訴訟の第一審において本件側溝の実用新案権侵害を認める判決がなされた後は、本件側溝の販売を中止している。しかるに、申立人のみが、本件仮処分命令の取消しを得てまで本件側溝の製造販売を行わねばならないとする必要性は、全く存在しない。

サ 更に、申立人が、本件側溝について設計変更をして既に設計変更品を製造販売 しており、また、申立人において設計変更品の品質の方が優れていると考えている のであれば、なおさら本件仮処分命令を取り消す必要はないことになる。

シ また、申立人は、魚津市農林土木課発注の魚津市慶野地内の工事現場に平成元年一二月一八日に本件側溝二〇本を、富山市農林部土地改良発注の富山市八町地町の工事現場に同年一一月一五日からの工事期間中に本件側溝三二本をそれぞれ納入したほか、本件仮処分命令の執行後も、鳥取県の大山工場においてCH側溝と称する侵害品を製造販売している。このように本件仮処分命令に違反する行為を行つていながら、その取消しを求めることは許されないものである。

(2) 公共工事への影響について

申立人は、本件仮処分命令によつて公共工事に支障を生じていると主張するが、 そのような事実はない。

申立人の主張する具体的な工事現場については、いずれも側溝工事に支障を生ずることなく工事が実施されている。申立人が工事に支障を生じている旨当初主張していた各工事現場については、本件側溝に替えてVS側溝が使用され、あるいは本件仮処分命令が発令されているにもかかわらず、その後に申立人あるいはその下請ないし関連会社から本件側溝に該当する門型側溝が納入されて側溝工事が終了している。

申立人は、本件側溝とVS側溝との代替は困難であると主張するが、代替可能である。公共工事が発注される際の設計書においては、特定の製品名が指定されることはなく、公共工事を落札した工事施工者において、自由勾配側溝としてVS側溝とホクコン型側溝のいずれを採用するかは、自由である。VS側溝の天端巾が本件側溝より若干広いことで、車道幅員との関係等から代替性に困難をもたらすことはなく、この点についての申立人の主張は、失当である。現に、工事の支障を申立人が当初主張していた泊関連道整備工事(発注者小浜市、施工者杉本組)では、本件側溝に替えてVS側溝が使用されている。

北越グループに属する北越ヒユーム管、北越コンクリート工業株式会社のほか、被申立人から実施許諾を受けているVS普及会所属の各社を併せると、福井県及び隣接各県(ただし、京都府を除く。)で一六社一八工場があり、富山県に三社がある。そして、福井県内五社六工場の生産能力は、一か月約九六〇〇本(約三〇〇〇トン)であり、平成元年一〇月末において一万七五一〇本の在庫量を有するものである。このように、被申立人側において十分な代替供給能力があるのであるから、本件仮処分命令の取消しなくして十分に需要に対応することができる。

以上のとおり、本件仮処分命令によつて公共工事に支障を生じている事実はな

(3) ユーザーへの影響について

前述のとおり、本件仮処分命令の発令後も公共工事に支障を生じている事実はなく、また、本件側溝とVS側溝との代替が可能であるから、本件側溝のユーザーにおいて工事完成不能による損失を被る旨の申立人の主張は、失当である。

(4) 被申立人側の事情について

本件仮処分命令が取り消されるときは、被申立人が金銭補償をもつては回復し難い重大な損害を被ることは、既に述べたとおりである。前述のような申立人側の事情と本件仮処分命令が取り消された場合の被申立人の重大な損害を比較すれば、本件において仮処分の取消事由があるとはいえない。

(5) 本件実用新案権の無効事由について

申立人は、本件実用新案権に無効事由がある旨の主張を、本件本案訴訟において、また、本件仮処分の審理においても主張しているが、本案訴訟第一審判決において右主張は認められておらず、申立人の請求している無効審判においても、申立人の主張が認められる可能性はない。なお、福井県コンクリート二次製品工業組合も、本件実用新案権について無効審判を請求していたが、昭和六三年一〇月一九日に請求は成り立たない旨の審決がなされている。申立人が無効審判において無効事由として主張するところは、右審判における主張と比べて特に新しいものはなく、この点からも、申立人の無効審判請求が排斥されることは明らかである。

VS側溝について、石川県土木部、愛知県半田市土木課及び静岡県浜松市建設部から耐久性の改善についての指導ないし要望が行われている事実はなく、申立人の主張は、事実に反する。

1 被申立人の主張3(二)(1)シについて

申立人が富山市八町地町の工事現場に本件側溝三二本を納入したことは認める。 本来、設計変更品を納入の予定であつたところ、現場の手違いにより本件側溝を納入してしまつたものであり、工事残の八九本については設計変更品に切り替えた。 申立人は、本件仮処分命令の執行後においては、各工場事業所に対して仮処分命令 遵守の指示を行つていたものであるが、関係工場が九工場に達することもあり、結 果として指示の徹底が不十分であつたことは認めざるをえない。

申立人が魚津市慶野地内の工事現場に納入した自由勾配側溝二〇本は、川崎製鉄株式会社、日新製鋼株式会社、前田製管株式会社等の申立人を含めた六社の共同開発に係るSB型消・流雪溝であつて、本件考案の技術的範囲に属するかどうか疑問であり、また、本件仮処分命令の対象ともなつていない。

鳥取県大山工場の製造品は、既に、設計変更品に切り替えている。

2 同3 (二) (2) について

申立人が工事に支障を生じている旨当初主張していた各工事現場については、申立人による契約解除の申入れが受け入れられ、他社製の門型側溝が納入され、あるいは設計変更品への切り替えが認められて、いずれも工事に支障を生じていないことは認める。なお、泊関連道路工事については、申立人による契約解除の申入れが受け入れられたものであり、右解除後本件側溝に替えてVS側溝が使用されたかどうかは知らない。

第三 証拠関係(省略)

理 由

- 一 仮処分命令の存在
- 申立ての理由ー1(仮処分命令の存在)の事実は、当事者間に争いがない。
- 二 特別事情の存在

申立人は、本件仮処分命令を取り消すべき特別の事情としては、被保全権利の金 銭補償可能性又は債務者の被る異常損害のいずれかが認められれば特別の事情が存 在するというべきであるところ、本件においては、この双方が存在すると主張する ので、順次判断する。

1 被保全権利の金銭補償可能性について

これを本件についてみるに、本件仮処分の被保全権利は、実用新案権に基づきその侵害の停止及び予防を求める差止請求権であるところ、およそ実用新家なる差し請求権であるところでは、おような事業をである。といる(同法二七条)のは、一般に実用新家をできるでは、権利者の被る損害が金銭的利益に止まるがである。実際できるというである。と解するのがが相当である。実際であるに関する定めて工業所有権については、その権利の本質は大きにある。のにおける地位に密接に関連するいと解するのに基づいたのようによるまである。これらの保障なくいうべきである。これらの事情のないというべきである。は、特段の事情のないというべきである。によって仮処分の終局の目的を達することはできないというべきである。

そこで、これを本件仮処分についてみるに、被申立人が工業所有権等の管理を主たる業とする株式会社であつて、本件考案を自ら実施することなく、北越ヒユーム管等の北越グループ各社をはじめとする一〇〇社を超える業者に本件実用新案権についての通常実施権を許諾してその実施料収入を得ていることは、当事者間に争いがないから、被申立人の、本件仮処分命令によつて保全される利益のうちには、北越グループ各社をはじめとする実施権者のVS側溝の販売量ないし売上高の減少の防止、ひいては、被申立人がこれら実施権者から実施料として取得すべき報酬その他の金銭的利益の減少の防止が含まれていることが認められ、この限りにおいては、金銭補償により目的を達し得るということができる。

は、 ・ はながら、本件考案を自ら実施することなく他人に通常実施権を許諾して実施 を得ているという一事のみをもつて、値ちに、被保全権利としが会 は、一般に、通常実施権を許諾するに当たり、実施書とはできない。 の諸要素を考慮のうえ、製品の製造場であるとは、実界あるいは、 の諸要素を考慮のうえ、製品の製造場であるとは、 の諸要素を得ない侵害者により製品の製造りであるとは、 の話とされを決定製品の製造りであるとは、 の話というとというできないは地域におり、 の話と、 の話と、 の話というである。 というでもない。 の話というでというでもないは、 の話というでというでもないないは、 のにより、 のによいには、 のにより、 のになる。 のにより、 のになり、 のになり、 のになり、 のになり、 のになり、 のになり、 のになり、 のになり、 のになり、 のになり、

本件においては、成立に争いのない疎甲第四、第五号証、第三〇号証の一ないし

四、疎乙第一ないし第六号証、第九号証、第一一ないし第一四号証、第二〇ないし第二四号証、第二五号証の一、二(本件においては、疎甲号各証及び疎乙号各証 は、いずれも成立について当事者間に争いがないので、以下、書証の成立の真正に ついての摘示を省略する。) 及び弁論の全趣旨によれば、(1)被申立人は、北越 ヒユーム管、北越コンクリート株式会社、ホクエツの各社と株式を持ち合い、同一 本件考案について実用新案登録出願をした後これをVS側溝として製品化し、その 普及につとめた結果、VS側溝は、同グループの主力商品となつていること (3) コンクリート製品の運搬の非容易性により供給地域が工場から一定範囲内に 限定されることから、自由勾配側溝の普及を図るため、地域の実情に応じて各社に 本件考案の実施許諾を行い、実施権者によるVS普及会を組織して規格を統一して きた結果、全国で一〇〇社を超える各社に実施許諾を行い、全国的に供給することができる態勢を整備するに至つたこと、(4)福井県下においては、北越グループは、VS側溝の売上が全体の五五パーセントを占め、年間約三万五〇〇〇トンのV S側溝を供給していること、(5) 申立人は、昭和五四年一一月九日に自由勾配側 溝の意匠について意匠登録出願をし、その意匠に係る側溝を門型側溝の名称で製品 化した本件側溝を販売するほか、自社の門型側溝の型をホクコン型と称して各地の 業者に実施許諾し、また、福井県においては、福井県コンクリート二次製品工業組合という共販組織を通じて本件側溝の共同販売を行つてきたこと、(6)自由勾配側溝の分野における製品は、従来北越グループのVS側溝のみであつたところ、申立人が平件側溝の販売により参入して以来、市場における競争から、VS側溝の売 込みが困難化し、これに伴つてVS側溝の市場占有率及びその価格も下降してお り、特に福井県においては、VS側溝の市場占有率が昭和五二年度における一〇〇 パーセントから昭和五七年度に七〇パーセント、昭和六三年度に五〇パーセントと次第に下降しているほか、自由勾配側溝の価格が隣接他県に比べて低価格となつて いること、以上の事実が認められる。

右認定の事実によれば、被申立人は、許諾を受けた実施権者との間に経営上密接な関係を有するものであり、また、本件仮処分命令が取り消されるときは、申重大による本件側溝の製造販売により、本件考案の実施品であるVS側溝の販売に重大な支障をもたらし、その結果、北越グループないしVS普及会からなるVS側溝販売網の維持に困難を生ぜしめ、ひいては、北越グループの一員として工業所有権の管理を担当する被申立人の地位自体を危うくするおそれを否定することはできないものというべきであるから、被申立人が本件仮処分命令によつて保全される利益が実施料収入に相当する金銭的利益にとどまるということはできない。

また、前認定の事実に加えるに、本件実用新案権の存続期間は平成二年四月一五日までであり(この事実は、当裁判所に顕著である。)、ここで本件仮処分命令取り消すときには、被申立人が差止請求権を行使する機会はもはや失われ、将来の市場占有率の帰すうにも大きな影響を与えることが容易に推認されることをも併生て考慮すれば、本件仮処分命令の取消しにより被申立人の被る損害の範囲及び損害額の立証は著しく困難であるといわなければならない。してみると、申立人に保証を立て本件仮処分命令を取消したとしても、被申立人において損害賠償請求を立て本件仮処分命令を取消したとしても、被申立人において損害賠償請求であるに当たり損害額の立証に著しい困難をきたす不利益を被るものであるから、この点からも、本件仮処分命令の被保全権利が金銭補償によって受ける利益と等価値ということはできない。

以上、いずれの点からしても、本件仮処分の被保全権利は、金銭補償により終局の目的を達することができる場合には該当しないから、この点に関する申立人の主張は、採用することができない。

2 申立人の被る異常損害について

債務者において、仮処分の存続により、通常被るべき損害に比較して多大な損害を被る事情が認められる場合には、これをもつて民事訴訟法七五九条にいう特別の事情が存在すると解することができる。債務者の被る損害が通常に比較して過大なものであるかどうかについては、被保全権利の性質、当該仮処分の種類内容等を勘案のうえ、仮処分を取り消すことによつて債権者の被る不利益ないし損害と仮処分

により債務者が被る損害とを比較衡量して、社会通念に従つて判断すべきものである。

そこで、本件について検討する。

他方、本件仮処分命令の発令の経緯についていえば、本件仮処分命令は、昭和六〇年一一月一三日に本件本案訴訟の提起に伴つて申請され、本案訴訟と並行して債務者審尋を経て審理され、本案訴訟の第一審判決の言渡しの後に発令されたものであつて、申請から発令までの間に三年一一か月余りの期間があつたものであり、この事実は、当裁判所に顕著である。

これらの事情を総合考慮すれば、本件仮処分命令により申立人がある程度の不利益を被つていることは認められるものの、申立人の経営に深刻な影響を与えるものとはいえず、他方、本件仮処分命令発令の経緯に照らせば、申立人主張のような事態のうちには、むしろ、本件本案訴訟及び本件仮処分手続の審理期間中に申立人が本件側溝の販売施策として講じてきた企業活動に起因するというべきものが相当程度存在するものといわざるを得ないものである。

以上によれば、申立人の直接損害に関する申立人の主張は、採用することができない。

(二) 次に、本件仮処分命令の公共工事への影響として申立人が主張する点について検討する。およそ債務者以外の第三者に生ずる事情を仮処分取消しの特別の事情として主張することが許されるかどうかについては、民事訴訟法七五九条の趣旨に照らせば、債務者以外の第三者に生ずる事情は、仮処分取消しの特別の事情としては本来認められないものというべきである。もつとも、第三者に生ずる事情が、ひいては債務者に異常損害をもたらすものであるような場合においては、債務者の被る異常損害の一事情として考慮の対象となるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、本件仮処分命令の公共工事への影響として申立人が主張する内容が右のような場合に該当するかどうかはしばらくおくとしても、申立人が工事に支障を生じている旨当初主張していた各工事現場については、申立人よる契約解除の申し入れが受け入れられ、他社製の門型側溝が納入され、あるいは設計変更品への切り替えが認められて、いずれも工事に支障を生じていないことは、当事者間に争いのないところであり、また、申立人主張に係る自由勾配側溝の供給不足による平成元年度後半の公共工事実施の困難化については、本件全証拠によっても、本件仮処分命令が存続する場合に公共工事実施につき重大な支障が生ずることを認めるに足りる疎明があるとはいえないから、いずれにしても、この点に関する申立人の主張は、採用の限りでない。

(三) 本件仮処分命令のユーザーへの影響として申立人が主張する点について も、申立人が主張する内容が前記のような場合に該当するかどうかはさておくとし

ても、本件全証拠によつてもユーザーにおいて回復不能な経済的損失を被ることを 認めるに足りる疎明があるとはいえないから、この点に関する申立人の主張も、採 用することができない。

被申立人側の事情については、本件仮処分命令を取り消す場合に被申立人 の被る損害は前認定のとおりであつて、被申立人は、金銭補償により償うことので きない不利益を被るものというべきであるから、この点に関する申立人の主張もま た、採用するに由ない。

(五) 本件実用新案権の無効事由の存在に関して申立人の主張する点について は、本件全証拠によつても、本件実用新案権の無効が明白であると認めるに足りる 疎明があるとはいえず、申立人の主張は、採用の限りでない。

以上の諸事情を総合すれば、結局、債務者である申立人において、本件仮 処分命令の存続により、通常被るべき損害に比較して多大な損害を被るとは認めら れないから、この点に関する申立人の主張は、採用するに由ないものといわざるを えない。

以上によれば、本件においては、民事訴訟法七五九条にいう特別の事情につい 被保全権利の金銭補償可能性及び債務者の被る異常損害のいずれも認められな て、 いというべきである。

結論

従つて、申立人の本件申立ては、結局、いずれも理由がないこととなるから、 れを却下することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主 文のとおり判決する。

(裁判官 清永利亮 三村量一 若林辰繁)

目録

図面及び説明に示される可変側溝と称する勾配自在形プレキヤストコンクリート側

図面の説明

平面図

第一図第二図 側面図

第三図 正面図

平面図中央横断図 第四図

側壁外側に凹みのあるものの斜視図 第五図

第六図 側壁上部が外方に張り出しているものの斜視図

符号の説明

- 側壁部 1
- 耐力梁部 2
- 3 欠番
- 上面開口部 4
- 段部 5
- 全面開放底部 6

構造の説明

対向する左右の側壁部11と、その両端上部を連結する上面が水平で下面が円弧 をなす耐力梁部2とが一体に形成され、上面は開口部4が設けられ、底部6は全面 開放となつている。5は上面開口部4に蓋をはめ込んだ場合に係止するための段部 である。

<9138-001> <9138-002>